

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部まちづくり推進局建築課において閲覧できます。

平成二十一年十月二十三日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成十九年五月二十一日第七八―二三四号

平成十九年七月二十七日第七八―二三四―一号

平成十九年十二月四日第七八―二三四―二号

平成二十年二月二十二日第七八―二三四―三号

平成二十一年二月二十七日第七八―二三四―四号

平成二十一年八月三日奈良県指令建第七八―二三四―五号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十一年十月十四日建第七二五四号

三 開発区域に含まれる地域

大和郡山市西田中町二一四番地ノ一一、二一四番地ノ一八、二一四番地ノ二〇の一部、二一四番地ノ二八、二一六番地ノ二三、二一六番地ノ二四及び二一六番地ノ二五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大和郡山市北郡山町二四八番地ノ四

大和郡山市長 上田清

一 許可番号

平成二十一年一月二十日第八二―一六一号

平成二十一年四月十四日第八二―一六一―一号

平成二十一年九月三日奈良県指令建第八二―一六一―二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十一年十月十六日建第七二五五号

公共施設に関する工事の検査済証 平成二十一年十月十六日建第四四九〇号

三 開発区域に含まれる地域

大和郡山市小泉町二八八〇番地ノ一、二八八〇番地ノ六、二八八〇番地ノ七、二八八〇番地ノ八、二八八〇番地ノ九、二八八一番地、二八八八番地ノ三、二八八九番地ノ三、二八八九番地ノ五、二八八九番地ノ七及び三七八九番地

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大和郡山市小泉町一〇四一番地

釜谷宗宏

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 大和郡山市小泉町二八八〇番地ノ六、二八八〇番地ノ七、二八八〇番地ノ八、二八八〇番地の九及び二八八九番地ノ七

水路 大和郡山市小泉町二八八八番地ノ三及び二八八九番地ノ五